

阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会規約の改正（案）について

1 改正の内容

- (1) 第 1 条及び第 2 条について、地域公共交通計画の策定を踏まえて文言の修正を行う。
- (2) 別表 1 について、協議会の委員名簿の修正を行う。

2 新旧対照表

新	旧
第 1 条 阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項の規定に基づく <u>地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）</u> の策定及び実施に関する協議を行うために設置する。	第 1 条 阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項の規定に基づく <u>地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）</u> の策定及び実施に関する協議を行うために設置する。
第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （1） <u>交通計画</u> の策定及び変更に関する協議に関すること （2） <u>交通計画</u> の実施に関する協議及び連絡調整に関すること （3） <u>交通計画</u> に位置付けられた事業の実施に関すること （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと	第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （1） <u>網形成計画</u> の策定及び変更に関する協議に関すること （2） <u>網形成計画</u> の実施に関する協議及び連絡調整に関すること （3） <u>網形成計画</u> に位置付けられた事業の実施に関すること （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと
第 3 条から第 1 9 条（略）	第 3 条から第 1 9 条（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 8 年 月 日から施行する。

別表 1 協議会			別表 1 協議会		
区分	職名等	備考	区分	職名等	備考
交通事業者	阿武隈急行(株) 代表取締役社長 東日本旅客鉄道(株) <u>仙台事業本部 総務部</u> 企画部長 福島交通(株) 代表取締役社長 東北アクセス(株) 代表取締役社長 (一社)福島県タクシー協会 県北支部長 (一社)宮城県タクシー協会 仙南支部長		交通事業者	阿武隈急行(株) 代表取締役社長 東日本旅客鉄道(株) <u>東北本部 企画総務部</u> 企画部長 福島交通(株) 代表取締役社長 東北アクセス(株) 代表取締役社長 (一社)福島県タクシー協会 県北支部長 (一社)宮城県タクシー協会 仙南支部長	
住民	学校法人福島学院大学 <u>マネジメント学部 地域マネジメント学科</u> <u>教授</u> 福島県立伊達高等学校 校長 宮城県角田高等学校 校長 福島県社会福祉協議会 会長 宮城県社会福祉協議会 会長 福島卸商団地協同組合 理事長 日本労働組合総連合会 福島県連合会 会長 日本労働組合総連合会 宮城県連合会 会長		住民	学校法人福島学院大学 <u>地域連携センター・地域マネジメント学科</u> <u>センター長・教授</u> 福島県立伊達高等学校 校長 宮城県角田高等学校 校長 福島県社会福祉協議会 会長 宮城県社会福祉協議会 会長 福島卸商団地協同組合 理事長 日本労働組合総連合会 福島県連合会 会長 日本労働組合総連合会 宮城県連合会 会長	
学識経験者	国立大学法人 福島大学 経済経営学類 教授 公立大学法人 宮城大学 事業構想学群 <u>特任</u> 教授		学識経験者	国立大学法人 福島大学 経済経営学類 教授 公立大学法人 宮城大学 事業構想学群 教授	
道路管理者	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長 国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長 福島県土木部 県北建設事務所長 宮城県土木部 大河原土木事務所長		道路管理者	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長 国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長 福島県土木部 県北建設事務所長 宮城県土木部 大河原土木事務所長	
公安委員会 ・県警察	福島県警 伊達警察署長 福島県警 福島警察署長 福島県警 福島北警察署長 宮城県警 角田警察署長		公安委員会 ・県警察	福島県警 伊達警察署長 福島県警 福島警察署長 福島県警 福島北警察署長 宮城県警 角田警察署長	

計画を策定する 地方公共団体	福島県福島市 副市長 福島県伊達市 副市長 宮城県角田市 副市長 宮城県柴田町 副町長 宮城県丸森町 副町長 福島県 生活環境部長 宮城県 企画部長	
その他会長が 必要と認める者	(株)東邦銀行 法人コンサルティング部 公務・地域商社事業課長 (公財)福島県観光物産交流協会 常務理事 (一社)宮城創生DMO CMO 国土交通省東北運輸局 鉄道部長が推薦する者 国土交通省東北運輸局 福島運輸支局 企画調整部門 <u>首席運輸企画専門官</u> 国土交通省東北運輸局 宮城運輸支局 <u>企画調整部門</u> <u>首席運輸企画専門官</u>	
事務局	阿武隈急行沿線開発推進協議会 事務局の設置自治体 (伊達市 市民生活部 生活環境課) 福島県 生活環境部 生活交通課 宮城県 企画部 地域交通政策課	

計画を策定する 地方公共団体	福島県福島市 副市長 福島県伊達市 副市長 宮城県角田市 副市長 宮城県柴田町 副町長 宮城県丸森町 副町長 福島県 生活環境部長 宮城県 企画部長	
その他会長が 必要と認める者	(株)東邦銀行 法人コンサルティング部 公務・地域商社事業課長 (公財)福島県観光物産交流協会 常務理事 (一社)宮城創生DMO CMO 国土交通省東北運輸局 鉄道部長が推薦する者 国土交通省東北運輸局 福島運輸支局 企画調整部門 <u>主席運輸企画専門官</u> 国土交通省東北運輸局 宮城運輸支局 <u>輸送・監査部門</u> <u>主席運輸企画専門官</u>	
事務局	阿武隈急行沿線開発推進協議会 事務局の設置自治体 (伊達市 市民生活部 生活環境課) 福島県 生活環境部 生活交通課 宮城県 企画部 地域交通政策課	